

令和 2 年 3 月 9 日

地域振興部文化観光課

## 専決処分した事件の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したものを同条第 2 項の規定に基づき報告する。

### 1 文化財調査中の事故

- (1) 発生年月日 令和元年 10 月 26 日（土）
- (2) 発生場所 江東区白河一丁目 3 番 32 号 霊巖寺墓地内
- (3) 事故状況 教育委員会が委嘱している文化財保護推進協力員が、文化財調査の一環として上記墓地内で墓碑の写真撮影をしていた際、墓碑の正面にある線香立てと燈籠の間に上がって撮影を試みたところ、バランスを崩して右腕で燈籠に寄りかかり、竿から上の部分を落下させ、当該燈籠を損壊した。
- (4) 損害賠償額 385,000 円（修復工事費）
- (5) 決定年月日 令和 2 年 1 月 16 日